

令和8年6月2日

保護者様

大田区立大森第一中学校
校長 高橋 真弓

令和8年度 自然災害に伴う初期対応について(改訂)

平素より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

年度当初に配布いたしましたが、改訂箇所がありますので、改めてお知らせいたします。

「自然災害（大規模地震と台風）への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」（令和8年3月追記：大田区教育委員会）に基づき、

気象庁が発令する 暴風警報・レベル3以上の大雨警報・気象防災速報(線状降水帯発生、記録的短時間大雨)、

大田区が発令する 緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難

に対応をするとなりました。上記太字の部分をもとめて暴風警報等とし、下記の通りの対応をいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。保護者様への連絡につきましては「tetoru」や「学校緊急連絡システム」や「区民安全・安心メールサービス」で発信されます。未登録のご家庭は必ず登録をお願いします。

記

1. 暴風警報等

(1) 臨時休業

午前6時に、大田区へ暴風警報等が発令されている場合は、始業前の活動に参加しないで7時まで自宅で待機し、午前7時に、大田区へ暴風警報等が発令されている場合は、臨時休業とする。

(2) 学校留め置き

- ① 下校時に大田区へ暴風警報等が発令されている場合は、児童・生徒を学校に留め置く。
- ② 暴風警報等が解除されるまでは児童・生徒を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。

※ ただし、台風等による自然災害の状況に応じて、(1)(2)以外の対応が必要な場合は、教育委員会から別途指示がある。

2. 学校において震度5弱以上の地震が発生したときの初期対応

(1) 「情報収集後、地域に火災や家屋の倒壊などの大きな被害が確認されたり、電気、ガス、水道等のライフラインや道路の寸断等が確認されたりした場合」

- ① 引き続き生徒を学校に留め置く。
- ② 保護者が引き取りに来た場合には、生徒を引き渡す。

(2) 「地域に大きな被害やライフライン、道路の寸断等がない場合」

方面別の集団下校を実施する。自宅が損壊している場合など、自宅での安全が確保さ

裏面あり

れない生徒は学校に戻させる。ただし、事前の保護者からの申し出により、引き取りを希望する場合は、その生徒を学校に留め置くこととする。

※ 震度4以下の地震であっても、被害状況に応じて、生徒の学校への留め置き及び保護者への引き渡しを行うことや、方面別集団下校を実施することがある。

3. 鉄道計画運休に伴う臨時休業等の対応

(1) 午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、臨時休校とする。

(2) 当日、途中で計画運休が解除されても休校の対応は変更しない。

※ただし、鉄道の計画運休の状況に応じて、上記以外の対応が必要な場合は、教育委員会より別途指示がある。

【問合せ】

副校長 篠原 利恵

3744-3501